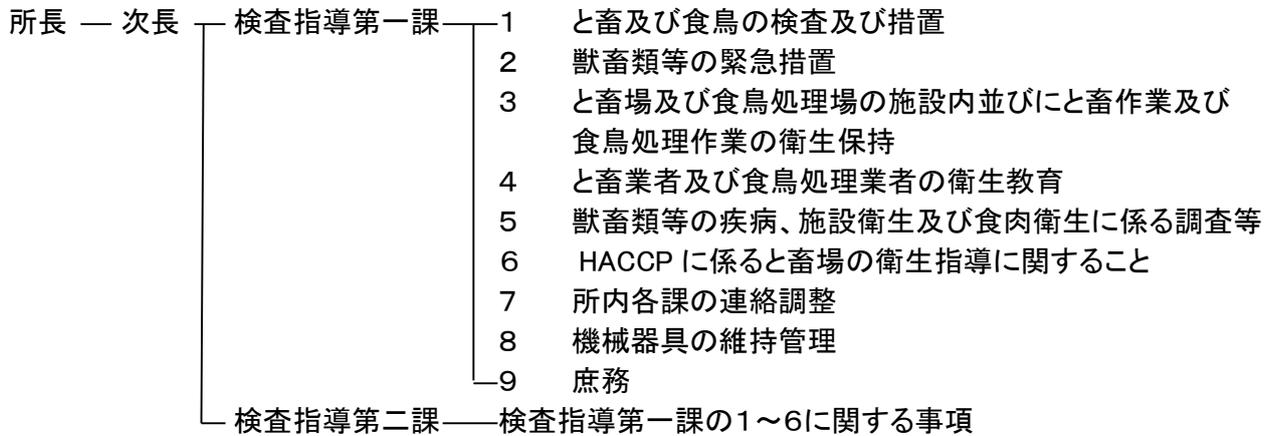


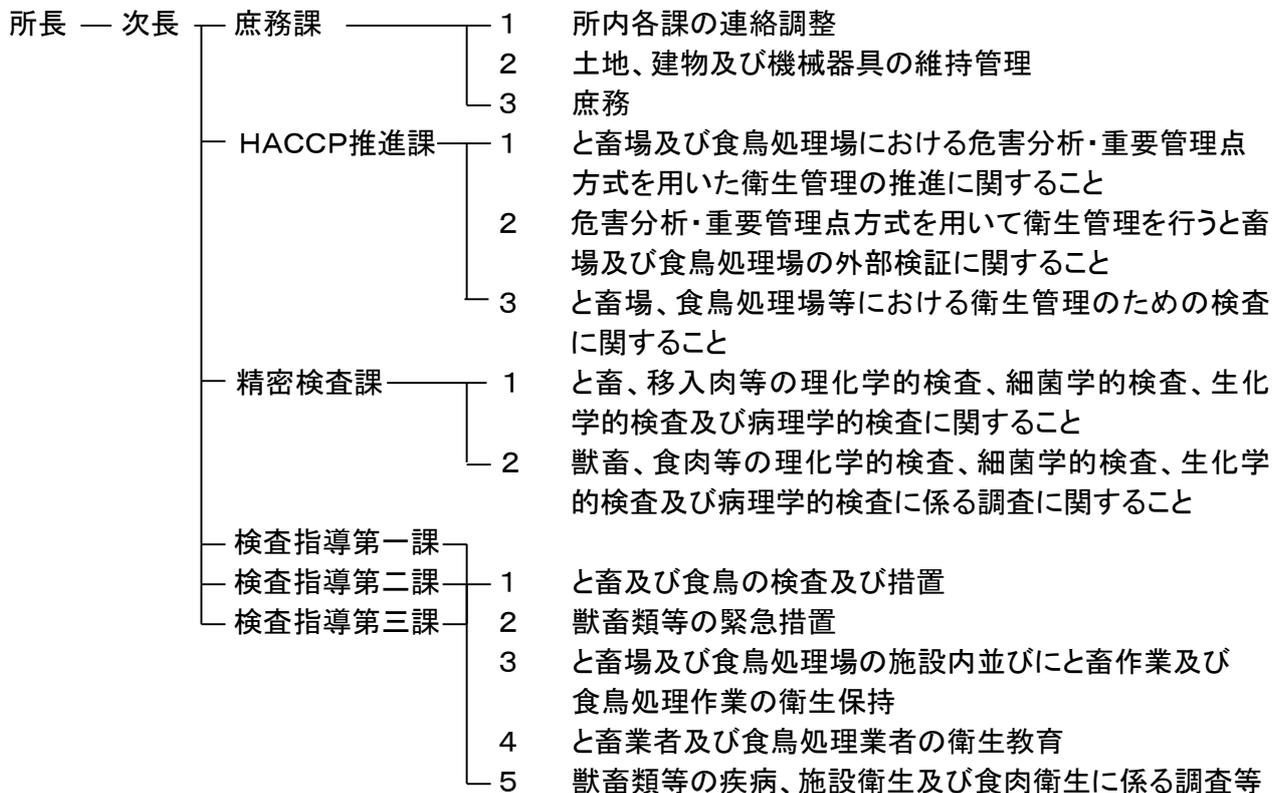
2 組織及び所掌事務

(1) 組織図 (令和4年4月1日現在)

中央食肉衛生検査所



東総食肉衛生検査所



南総食肉衛生検査所

所長	一次長	検査指導第一課	1	と畜及び食鳥の検査及び措置
			2	獣畜類等の緊急措置
			3	と畜場及び食鳥処理場の施設内並びにと畜作業及び食鳥処理作業の衛生保持
			4	と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育
			5	獣畜類等の疾病、施設衛生及び食肉衛生に係る調査等
			6	HACCPに係ると畜場の衛生指導に関すること
			7	所内各課の連絡調整
			8	土地、建物及び機械器具の維持管理
			9	庶務
		検査指導第二課	1	検査指導第一課の1～5に関する事項
			2	野生鳥獣肉処理施設の施設内並びにとさつ解体作業の衛生保持

(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)

(食肉衛生検査所長)

第五条の三 食肉衛生検査所の長に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

- 一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の施行に関すること。
 - イ 第四条第三項の規定による届出の受理に関すること。
 - ロ 第五条第二項の規定による制限に関すること。
 - ハ 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
 - ニ 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令に関すること。
 - ホ 第十三条第一項第一号の規定による届出の受理に関すること。
 - ヘ 第十三条第三項の規定による指示に関すること。
 - ト 第十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - チ 第十四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - リ 第十四条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - ヌ 第十四条第四項の規定による承認に関すること。
 - ル 第十六条の規定による措置に関すること。
 - ヲ 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - ワ 第十八条第一項の規定による施設の使用の制限及び停止の命令に関すること。
 - カ 第十八条第二項の規定によるとさつ及び解体の業務の停止命令並びにとさつ及び解体の禁止に関すること。
- 二 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)の施行に関すること。
 - イ 第四条第二号の規定による指定及び許可に関すること。

- ロ 第五条第一項第一号の規定による許可に関する事。
- ハ 第五条第一項第二号の規定による許可に関する事。
- ニ 第五条第一項第三号の規定による許可に関する事。
- 三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の施行に関する事。
 - イ 第三条の規定による許可に関する事。
 - ロ 第六条第一項の規定による変更許可に関する事。
 - ハ 第六条第三項の規定による届出の受理に関する事。
 - ニ 第七条第二項の規定による届出の受理に関する事。
 - ホ 第八条の規定による事業の全部又は一部の停止命令に関する事。
 - ヘ 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用禁止又は食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令に関する事。
 - ト 第十二条第六項の規定による届出の受理に関する事。
 - チ 第十三条の規定による解任命令に関する事。
 - リ 第十四条の規定による届出の受理に関する事。
 - ヌ 第十五条第一項の規定による検査に関する事。
 - ル 第十五条第二項の規定による検査に関する事。
 - ヲ 第十五条第三項の規定による検査に関する事。
 - ワ 第十六条第一項の規定による認定に関する事。
 - カ 第十六条第二項の規定による変更の認定に関する事。
 - コ 第十六条第六項の規定による解任命令に関する事。
 - ク 第十六条第七項の規定による報告の受理に関する事。
 - ケ 第十六条第八項の規定による届出の受理及び効力を失う日の決定に関する事。
 - コ 第十六条第九項の規定による指導及び助言に関する事。
 - セ 第十七条第一項第四号の規定による届出の受理に関する事。
 - ネ 第二十条の規定による措置に関する事。
 - ナ 第三十七条第一項の規定による報告の徴収に関する事。
 - ラ 第三十八条第一項の規定による立入検査及び収去に関する事。
- 四 食品衛生法の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに第五十五条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設(いのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体する営業又はいのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体し、若しくは解体された肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業に係るものに限る。次号及び第六号において同じ。)に係るものに限る。)
 - イ 第二十六条第一項の規定による検査命令に関する事。
 - ロ 第二十八条の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関する事。
 - ハ 第五十九条の規定による廃棄命令又は処置命令に関する事。
- 五 食品表示法の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに食品衛生法第五十五条の規定による食肉処理業の許

可を受けた施設に係るもののうち、アレルゲン、消費期限、添加物等の表示に係るものに限る。)

- イ 第六条第一項及び第三項の規定による指示に関する事。
- ロ 第六条第五項の規定による命令に関する事。
- ハ 第六条第八項の規定による命令に関する事。
- ニ 第八条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去に関する事。
- ホ 第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受付に関する事。
- ヘ 第十二条第三項の規定による調査に関する事。五 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の施行に関する事。
- 六 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の施行に関する事。
 - イ 第七条第二項ただし書の規定による許可に関する事。
- 七 農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るものに限る。))。
 - イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行に関する事。
 - ロ 第十七条第二項の規定による申請の受理に関する事。
 - ハ 第十七条第四項の規定による確認に関する事。
 - ニ 第十七条第五項の規定による改善の要求に関する事。
 - ホ 第三十八条第二項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入調査及び質問に関する事。
 - ヘ 第三十八条第二項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関する事。

全部改正[昭和六三年規則二八号]、一部改正[平成四年規則五一号・五年四〇号・一一年四三号・一二年一三〇号・一五年一三六号・一六年五〇号・一七年五九号・一九年四二号・二五年三五号・二七年十六号・二八年一八号・令和二年規則十七号・令和三年規則六号]

(3)職員構成（令和4年6月1日現在）

中央食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 (主事)	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			1(技)			2(技)	1(事)	1(事)	1(技)			6
検査指導 第二課			1(技)	1(技)		2(技)			1(技)	1(技)		6
計	1	1	2	1		4	1	1	2	1		14

東総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 (主事)	計
	1(技)	1(事) 1(技)										3
庶務課			※1		1(事)						1(事)	2
HACCP 推進課			1(技)			1(技)			2(技)			4
精密検査 課			1(技)			2(技)			1(技)	1(技)	1(技)	6
検査指導 第一課			1(技)	2(技)		2(技)				1(技)	7(技)	13
検査指導 第二課			1(技)	2(技)		2(技)			1(技)		5(技) ※2	11
検査指導 第三課			1(技)	1(技)		1(技)					7(技)	10
計	1	2	5	5	1	8			4	2	21	49

※1 事務次長による事務取扱 ※2 臨時任用職員を含む

南総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			※1	2(技)	1(事)	2(技)					2(技)	7
検査指導 第二課			1(技)	3(技)						1(技)		5
計	1	1	1	5	1	2				1	2	14

※1 技術次長による事務取扱